

医政発 0730 第 84 号

平成 30 年 7 月 30 日

各〔都道府県知事
地方厚生（支）局長〕 殿

厚生労働省医政局長

（公 印 省 略）

医学部の臨床実習において実施可能な医行為について

医学教育における臨床実習の在り方については、平成 3 年に臨床実習検討委員会において「臨床実習検討委員会最終報告」（平成 3 年 5 月 13 日付け健政発第 306 号厚生省健康政策局長通知。以下、「前川レポート」という。）が取りまとめられ、臨床実習において医学生が実施することができる医行為の目安が学術的見地から明らかにされているところである。

前川レポートのとりまとめから 27 年が経過し、医療の技術は飛躍的な進歩を遂げ、医学生が経験・修得すべき医行為も多様化してきたことを踏まえ、診療参加型臨床実習をさらに充実させていくため、平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費による「医学部の臨床実習において実施可能な医行為の研究」（研究代表者：門田守人・日本医学会連合会長）において、医学生が臨床実習で実施する行為のうち、どういった条件下であれば医師法上の違法性阻却がなされるかに関し整理を行うとともに、医師養成の観点からは、どの医行為を臨床実習において経験・修得すべきか、改めて整理検討を行い、今般、研究報告（別添）がとりまとめられた。

については、貴職におかれても、医学教育における臨床実習の充実の重要性に鑑み、管下の市区町村（保健所設置市を含む。）、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

連 絡 先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL 03-3595-2275

FAX 03-3591-9072